

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和元年度 伊奈町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	7	アクリル酸ノルマルブチル	1	13	740	20	740	0	0
1	53	エチルベンゼン	9	2	114,290	6	8,490	0	105,800
1	71	塩化第二鉄	1	13	1,100	19	1,100	0	0
1	80	キシレン	12	1	477,870	2	17,410	960	459,500
1	87	クロム及び三価クロム化合物	1	13	66,000	8	66,000	0	0
1	127	クロロホルム	1	13	630	21	630	0	0
1	134	酢酸ビニル	1	13	10,000	16	10,000	0	0
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	3	8	22,750	14	22,750	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	5	5	305,800	4	0	0	305,800
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	3	8	65,700	9	0	0	65,700
1	300	トルエン	9	2	1,550,810	1	555,810	0	995,000
1	308	ニッケル	4	6	15,830	15	15,830	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	6	4	465,550	3	160,750	0	304,800
1	400	ベンゼン	4	6	57,200	10	0	0	57,200
1	412	マンガン及びその化合物	1	13	540	22	540	0	0
1	448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	1	13	26,000	13	26,000	0	0
3	1	アルミニウム(粉状のものに限る)	1	13	100,000	7	100,000	0	0
3	2	アンモニア(アンモニア水を含む)	1	13	33,000	12	33,000	0	0
3	16	シクロヘキサノン	1	13	40,000	11	40,000	0	0
3	35	メタノール	2	10	7,000	17	7,000	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	2	10	221,600	5	221,600	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	2	10	6,000	18	6,000	0	0
合計			—	—	3,588,410	—	1,293,650	960	2,293,800

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。